

平成27年度第1回北区総合教育会議次第

日時：平成27年5月12日（火）午前11時

場所：北区議会第2委員会室

（北区役所第一庁舎4階）

1. 開会

2. 会議事項

（1）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正概要及び
総合教育会議の設置について

（2）北区における教育の課題について

（3）北区における子育て施策の課題について

（4）その他

3. 閉会

北区総合教育会議構成員名簿

平成27年5月12日現在

北区長 花 川 與惣太

北区教育委員会委員長 檜 垣 昌 子

北区教育委員会委員 嶋 谷 珠 美

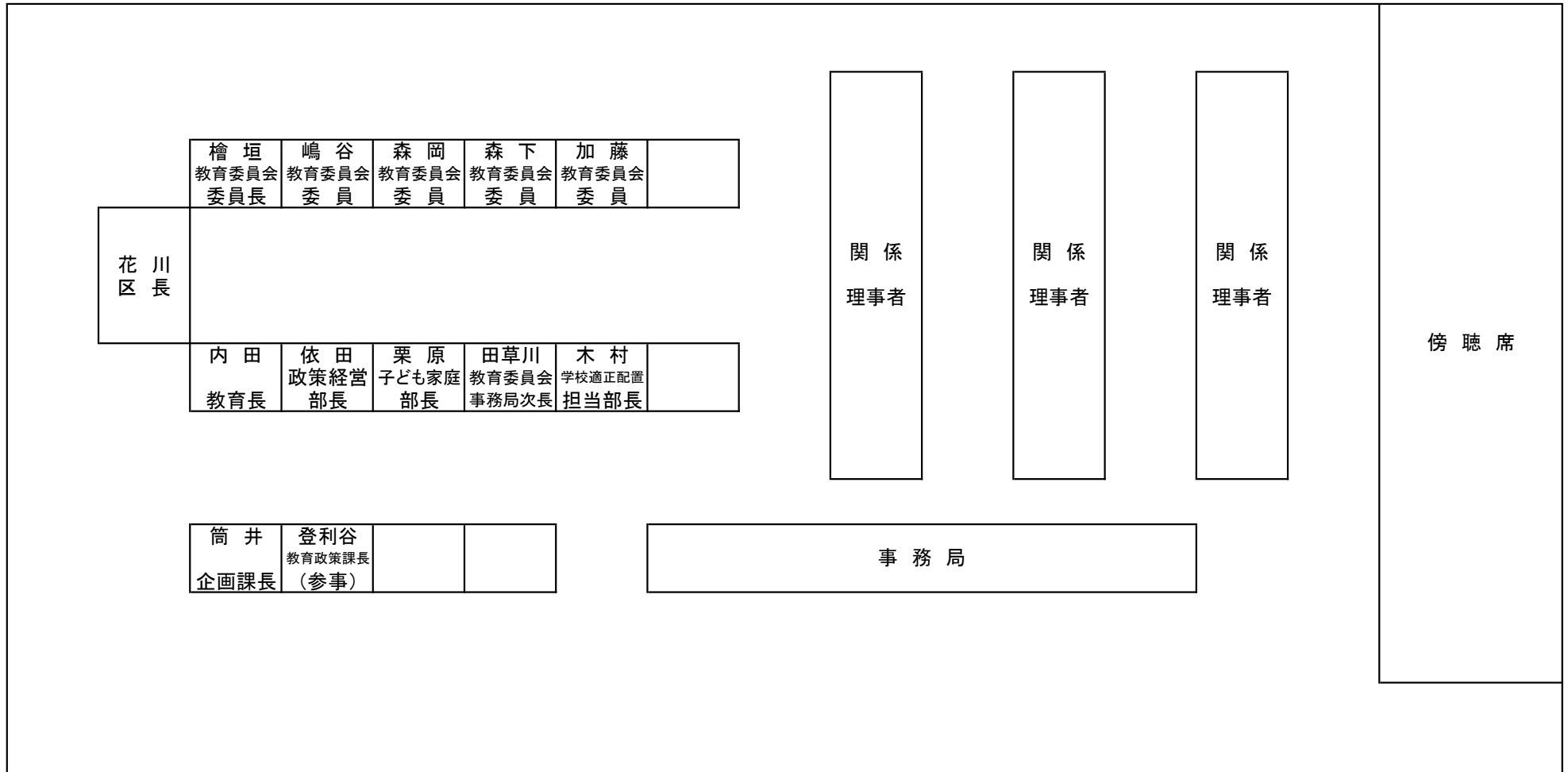
北区教育委員会委員 森 岡 謙 二

北区教育委員会委員 森 下 淑 子

北区教育委員会委員 加 藤 和 宣

北区教育委員会教育長 内 田 隆

北区総合教育会議 配席図 平成27年5月12日 北区議会第2委員会室



Q&A

Q1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することとなります。

Q2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されることです。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。

さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？また、大綱には、首長の権限に関わる事項についてのみ記載されるのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみで決まる事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。

法律詳細：http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT①

教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

POINT③

総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

POINT②

教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

POINT④

大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定



文部科学省

教育委員会制度、こう変わる



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある



教育委員会の改革

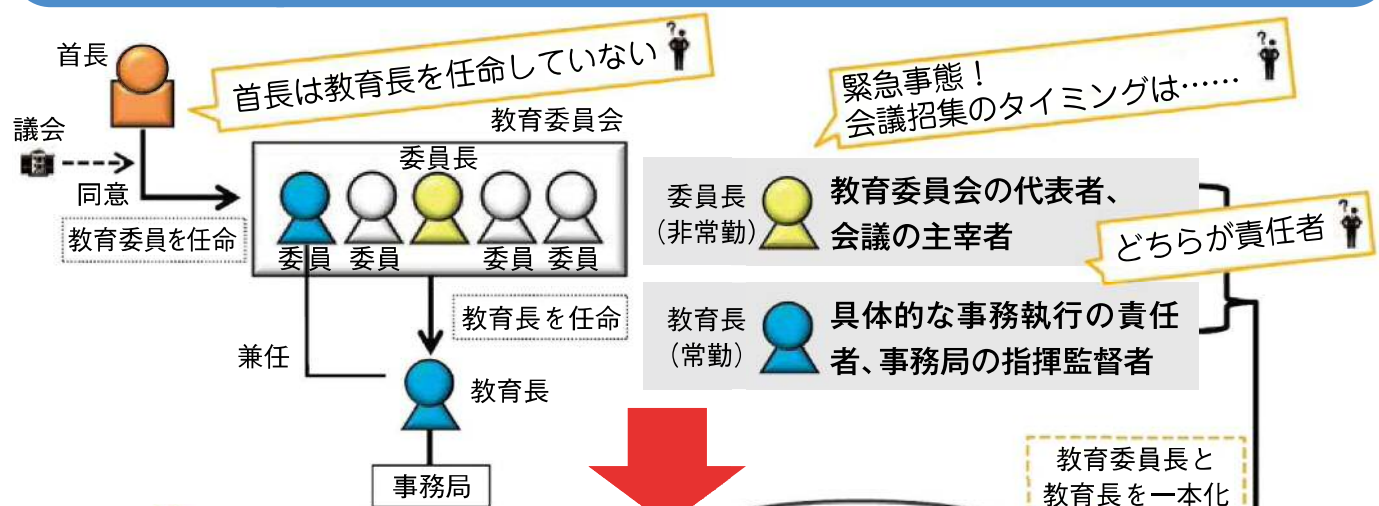
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



新「教育長」

- ★ 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ★ 任期3年

※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

POINT② 教育委員会

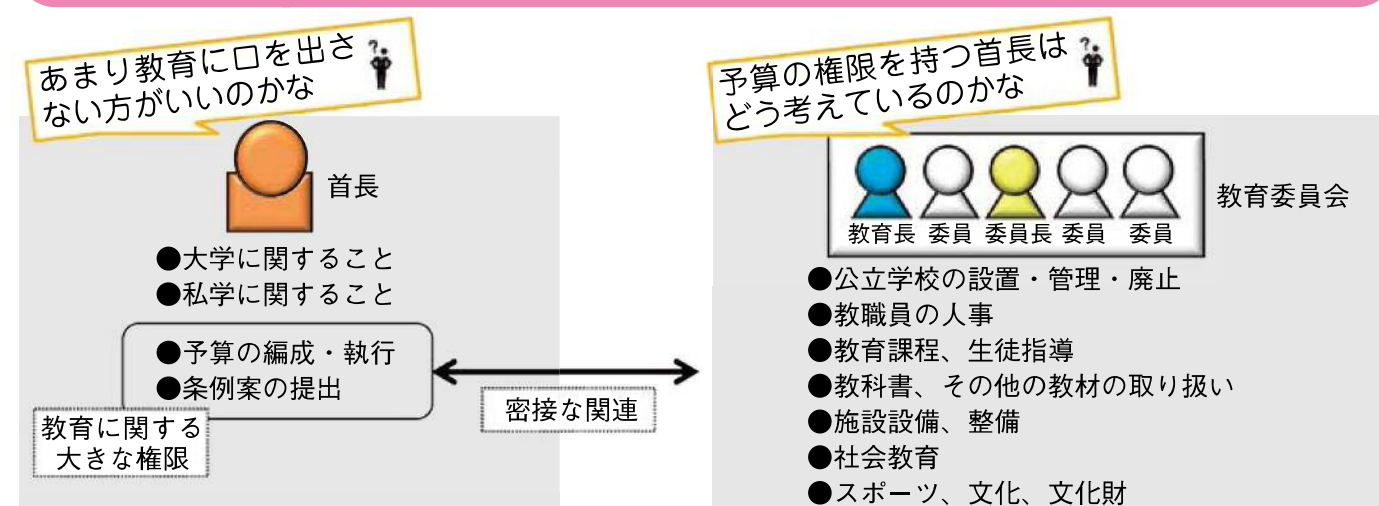
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・ 教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

北区総合教育会議設置要綱（案）

27北政企第1115号

平成27年4月28日区長決裁

（設置）

第1条 区長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、区長と東京都北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくため、北区総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議において、法第1条の4第1項の規定による協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- （1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情を踏まえた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- （2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- （3）その他、教育目標を達成するために必要な事項

（構成）

第3条 会議は、区長と教育委員会をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、区長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると料するときは、区長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（意見聴取）

第5条 会議において、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有するものの出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときには、この限りでない。

（傍聴）

第7条 会議を傍聴しようとする者は、区長の許可を得なければならない。

(議事録)

第8条 区長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示しなければならない。

(結果)

第9条 会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 会議の事務局を、政策経営部企画課に置く。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。

2 (3) 資料 1

幼稚園・保育園歳児別在籍数（北区民のみ）

年月		平成21年4月1日							平成26年4月1日										
施設	年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	総計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	総計	対21年	増減率		
日本人人口	(各年4月1日現在)	2,267	2,173	2,202	2,005	2,046	2,114	12,807	2,519	2,355	2,319	2,282	2,192	2,141	13,808	1,001	8%		
外国人人口	(各年4月1日現在)	110	107	98	99	93	59	566	138	155	130	91	96	103	713	147	26%		
総人口(A)	(各年4月1日現在)	2,377	2,280	2,300	2,104	2,139	2,173	13,373	2,657	2,510	2,449	2,373	2,288	2,244	14,521	1,148	9%		
区立幼稚園		-	-	-	-	165	187	352					144	161	305	-47	-13%		
私立幼稚園	北区内施設	-	-	5	868	921	970	2,764				955	929	889	2,773	9	0%		
	北区外施設	-	-	-	55	71	80	206				63	62	62	187	-19	-9%		
外国人学校		-	-	-	-	1	3	4	-	-	-	4	7	7	18	14	350%		
公立保育園	北区内施設	248	499	601	633	1,257		3,238	346	733	815	771	1,496		4,161	923	29%		
	北区外施設	3	3	3	3	7	6	25	-	2	1	5	5	7	20	-5	-20%		
私立保育園	北区内施設	99	175	214	219	417		1,124	157	297	321	278	530		1,583	459	41%		
	北区外施設	-	4	8	8	15	11	46	-	-	2	5	4	10	21	-25	-54%		
認証保育所	北区内施設	2	14	16	2	1	-	35	37	60	56	1			154	119	340%		
	北区外施設	5	7	5	4	3	-	24	10	9	11	2	2	3	37	13	54%		
保育室(～H23)定期利用保育施設(H24～)	北区内施設	16	25	19	-	-	-	60	4	3	5				12	-48	-80%		
	北区外施設	-	2	3	-	-	-	5	-	3	1				4	-1	-20%		
家庭福祉員		3	9	4	-	-	-	16	8	14	15				37	21	131%		
利用者数合計(B)		376	738	878	1,792	4,115		7,899	562	1,121	1,227	2,084	4,318		9,312	1,413	18%		
その他サービス利用及び在宅児数(A-B)		2,001	1,542	1,422	312	197		5,474	2,095	1,389	1,222	289	214		5,209	-265	-5%		
施設利用率(A/B)		15.82%	32.37%	38.17%	85.17%	95.43%		59.07%	21.15%	44.66%	50.10%	87.82%	95.28%		64.13%	0	9%		
		28.63%			92.07%				38.21%			92.72%				-			
(参考) 総人口								319,186								総人口	320,165	979	0%

※平成21年の日本人人口は住民基本台帳人口、外国人人口は外国人登録人口。
 ※区立幼稚園は「行政資料集」より(5月1日現在)
 ※私立幼稚園は「私立幼稚園等園児数調査」より(5月1日現在)
 ※外国人学校は、「外国人学校児童・生徒等保護者負担軽減補助金」の補助実績。
 ※公立保育園、私立保育園、認証保育所等の北区内施設は「行政資料集」より(4月1日現在)
 ※公立保育園、私立保育園の北区外施設は「事務事業の概要と現況」より。
 ※保育室(H24～定期利用保育施設)の区外利用者は、「認証保育所等保育料補助」の補助利用者数。

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆ 主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



1. 子ども・子育て支援新制度の概要

④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

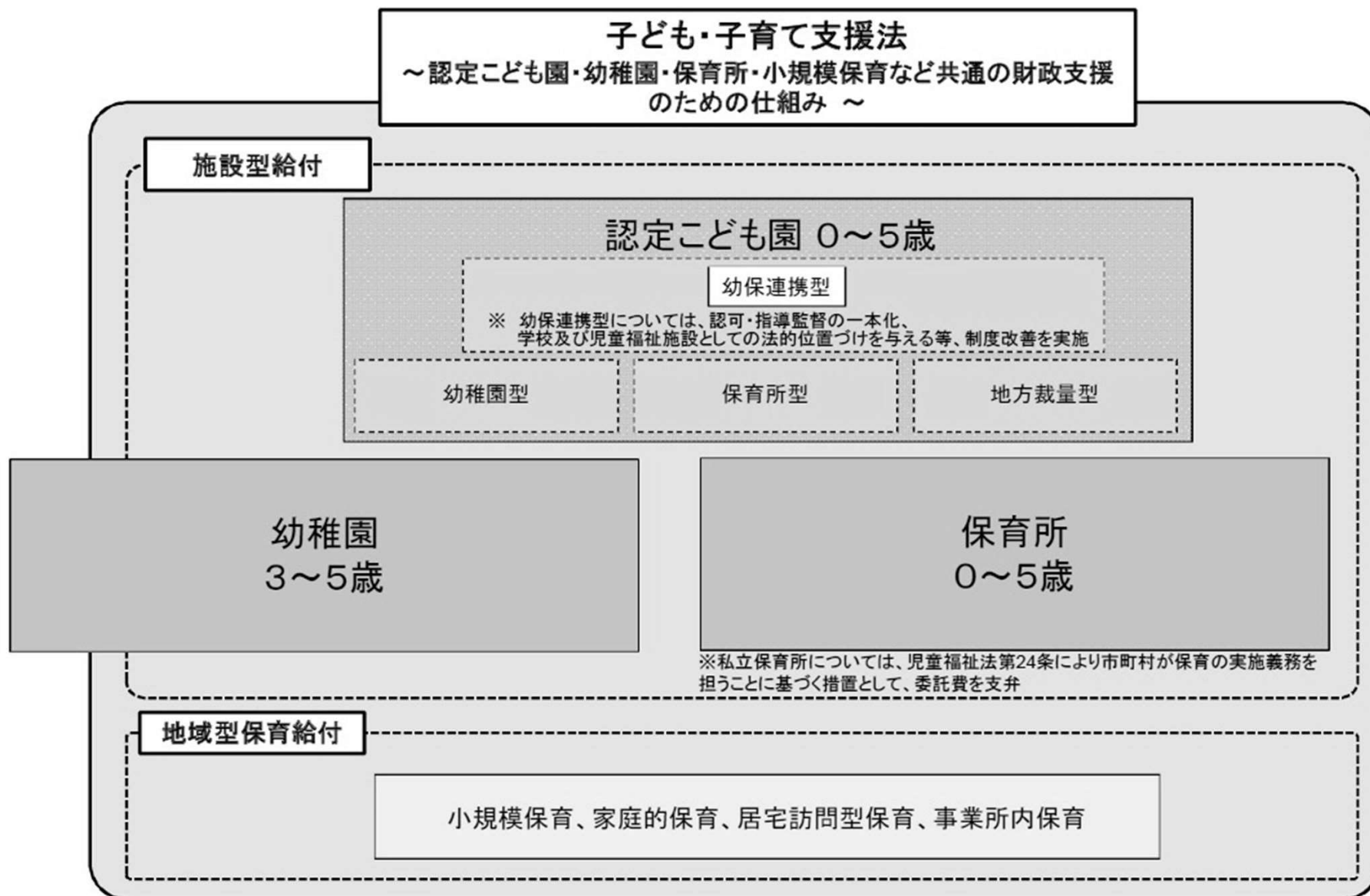
⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 平成27年度に新制度の施行を予定

1. 子ども・子育て支援新制度の概要



1. 子ども・子育て支援新制度の概要

